

国立大学法人東京農工大学における「ユビキタス&ユニバーサル情報環境の設計技術者養成」事業に従事する職員就業規則

平成20年6月23日  
20経教規則第6号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人東京農工大学職員就業規則(以下「就業規則」という。)第4条第3項の規定に基づき、科学技術振興調整費による「ユビキタス&ユニバーサル情報環境の設計技術者養成」事業に係る経費を雇用財源とする教育職員(以下「特任教員」という。)の就業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(職名)

第2条 この規則の適用を受ける職員の職名は、特任教員(新興分野人材養成)とする。

(雇用期間)

第3条 特任教員の雇用期間は、採用日の属する年度の末日までの範囲内で定めるものとする。

(雇用契約の更新)

第4条 特任教員の雇用契約は、勤務実績を勘案し、平成22年3月31日を超えない範囲内において更新することができるものとする。

(給与)

第5条 特任教員の給与は、必要な事項を別に定める。

(所定労働時間)

第6条 特任教員の労働時間は、休憩時間を除き、1日8時間、1週間40時間とし、その始業・終業時刻、休憩時間は別表1のとおりとする。

(退職手当)

第7条 特任教員の退職手当は、これを支給しない。

(その他)

第8条 本規則で定めのない事項については、国立大学法人東京農工大学職員就業規則を準用する。

附 則

- 1 この規則は、平成20年6月23日から施行し、平成20年5月1日から適用する。
- 2 この規則は、平成22年3月31日限り、その効力を失う。

別表第1(第6条関係)

労働時間	午前8時30分から午後5時15分まで
休憩時間	午後0時15分から午後1時まで